

活動成果報告書

令和5年度（第27回）「チヨダ地域保健推進賞」

<p>活動テーマ ヤングケアラー支援体制の整備 ～土浦市子ども家庭総合支援拠点における取り組み～</p>	
<p>グループ名称・氏名(グループの場合は代表者名) 土浦市役所 こども未来部 こども包括支援課 代表者：武井 理子</p>	
<p>勤務先：土浦市役所 所 属：こども未来部 こども包括支援課 所在地：〒300-8686 茨城県土浦市大和町9-1 TEL：029-826-1111 FAX：029-826-1120</p>	

◇活動方針

本市では令和2年10月に「土浦市子ども家庭総合支援拠点」を整備し、保健師、社会福祉士、家庭児童相談員が、妊婦からすべてのこどもとその家庭の相談支援を行っている。

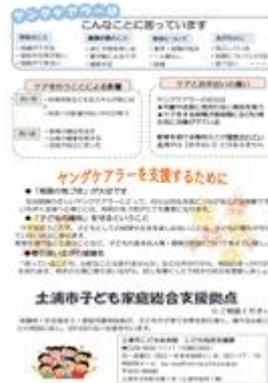
近年、ヤングケアラーが注目されているが、本市ではヤングケアラー相談窓口が明確にされていなかった。その結果、教育部門、障害福祉部門、高齢福祉部門、児童福祉部門で連携が取れず、ヤングケアラーとその家族への対応が統一できていなかった。そのため、こども包括支援課内の「子ども家庭総合支援拠点」が、ヤングケアラーへの相談対応を行う支援窓口として周知啓発活動を行うと共に、自らの相談支援業務を活性化させる必要があると考えた。

◇活動内容とその成果

(1) 社会的認知度の向上

①専用チラシの作成と配布 【写真1】

ヤングケアラーの周知啓発のため、独自のチラシを作成し関係機関等への配布をおこなった。



【写真1】

活動成果報告書

②市職員向け研修会開催

部局を横断し、こどもに関わる部署の職員向け研修会を開催。

③関係機関職員向け研修会開催

中学校地区毎に地域包括ケアシステム構成員（保健・福祉・介護・医療関係者）向けに研修会開催。

④民生委員児童委員向け研修会開催 【写真2】

民生委員児童委員協議会連合会等を通じて研修を実施、ヤングケアラーの認知度向上を図った。

⑤出前講座開設・実施【写真3】

市内の地区公民館等出張講座を実施した。

【写真2】



【写真3】



(2) 早期発見・支援の体制づくり

①連携会議の開催

教育部門・障害福祉部門・児童福祉部門を招集し、市役所内部の支援窓口とヤングケアラー支援の方針について協議し、共通認識を図った。

②要保護児童対策地域協議会の活用

要支援児童等を対象とする要保護児童対策地域協議会代表者会議の場で、早期把握、相談支援の効果的な連携の在り方について協議し、各機関の役割について明確化した。

③教育委員会連携会議

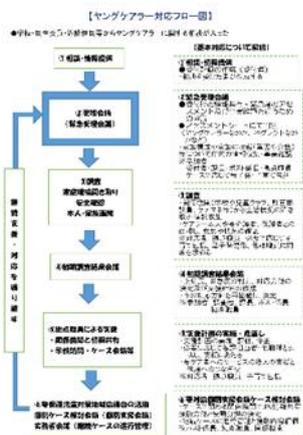
児童福祉部門、教育部門での方針・取組みを共有し、連携を図った。

④学校訪問（市内公立小中学校23校）

ヤングケアラーの発見把握と支援策協議のため、市内の公立小学校を訪問。学校現場と直接相談を実施。ケースの早期発見につなげた。

⑤相談フローチャート・アセスメントシート作成【写真4】

ヤングケアラーの発見、相談対応ツールとして様式を作成。相談時の指標の一つとして活用。



【写真4】

活動成果報告書

⑥個別支援計画書の作成

ケース毎に個別の支援計画を作成。計画書に基づき、継続支援を実施。

⑦支援対象児童等見守り強化事業（宅食サービス）提供

⑥個別支援計画書に沿って、NPO 法人による月2回の宅食サービスと訪問相談を提供して、ヤングケアラーの家事負担の軽減へつなげた。

活動内容（1）**社会的認知度の向上の取組み**では、各研修会や出前講座等を実施し、計700名以上の関係職員や、民生委員児童委員等へ周知することができた。

（1）**社会的認知度の向上、（2）早期発見・支援の体制づくり**のそれぞれの取組みの結果、ヤングケアラーに対する相談対応窓口として「子ども家庭総合支援拠点」が認識され、地域住民や関係機関から相談が入る仕組みを構築することができた。その結果、ヤングケアラーを把握した後の、個々の家庭のニーズに応じた、きめ細やかな相談支援の提供が可能となった。

また、（2）**④学校訪問**では、市内公立小中学校23校を訪問し、200名以上の要支援児童について協議をおこない、その内ヤングケアラー家庭を18件把握することができた。こどもたちと密接に関係する学校へ赴き、直接こどもに関わる教職員と個々のケースに対して相互理解し、対応策について協議したことにより、これまで潜んでいたヤングケアラーを把握することが可能となった。

⑦支援対象児童等見守り強化事業を5世帯のヤングケアラー家庭に導入した。延べ73人、24日間家庭訪問をおこなった。宅食を提供したことにより、生活状況の改善、ヤングケアラーの家事負担の軽減へ結びつけることができた。

◇今後の計画

今回の取組みにより、ヤングケアラーを早期発見し支援につなぐ仕組みができあがり、ヤングケアラーとその家庭の実情を把握することができた。それらの情報から、今後は新たな支援策の一つとして、ヤングケアラーとその家族を支援するため、ヘルパー導入事業の実施を検討している。

また、令和4年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立され、市町村には令和6年4月までに「こども家庭センター」の設置の努力義務が課された。「こども家庭センター」では、母子保健の子育て世代包括支援センターと児童福祉の子ども家庭総合支援拠点の組織を見直し、相談支援を行う機能を有する機関として整備することとしている。本市では改正法施行に先駆けて、令和5年4月から「土浦市こども家庭センター」を設置し、相談支援業務を提供している。今後も「土浦市こども家庭センター」において、全てのこどもたちと家庭を対象に、こどもの最善の利益を第一に考えた支援を包括的に実施していくため、保健師として対象者と家族の心身の健康を見据えたアプローチと継続的な支援を提供していきたい。